

CSCEプロセスにおけるフィンランドの役割
—北東アジア安全保障枠組における中立国の役割—

玉井 雅隆

東北公益文科大学総合研究論集第39号 抜刷

2021年1月31日発行

CSCEプロセスにおけるフィンランドの役割 —北東アジア安全保障枠組における中立国の役割—

玉井 雅隆

1. はじめに

モンゴルとフィンランドは、どちらもロシア（ソ連）の隣国であるという地理的条件が共通している。また安全保障環境に関しても、モンゴルは中ロ両大国に挟まれた国家であり、またフィンランドは大国であるロシアに隣接するという条件があり、そのような地理的・安全保障的環境から中立国であることを選択している。しかしながら、両国を取り巻く安全保障の面から検討した場合には、異なった状況にある。

冷戦期の欧州は東側、西側と非同盟・中立諸国の三陣営に分かれており、特に東西両陣営はイギリスの元首相チャーチル（Winston Churchill）が言うように、「シュテッチェンからトリエステまで」鉄のカーテンが下ろされている状況であり、欧州大陸の真ん中で分断されていた。この状況は東欧革命によって東側諸国の共産主義体制が崩壊し、ソ連が消滅したことによって変化した。現在ではワルシャワ条約機構諸国のうちCIS諸国以外はEUやNATOに加盟し、民主主義・人権並びに法の支配に関する共通規範を有するに至っている。

他方アジア地域においては、ロシア研究の第一人者である下斗米が指摘するように「アジアには冷戦構造が残存して」おり、南北朝鮮や中国・台湾の政治的・軍事的対立や、尖閣諸島をめぐる日中対立、竹島をめぐる日韓対立や中国が進出を行っている南シナ海など、欧州のような対立構造は世界的な冷戦が終結して30年が経過した今もって残存している¹。さらに市場経済、民主主義、法の支配を基本的な価値規範とみなす日本、韓国、台湾及びモンゴルと、共産主義国である中国、北朝鮮や権威主義国家に分類することが可能であるロシアなど、政治体制や政治規範に関しても様相を異にしている。

冷戦期の欧州では現在の北東アジアと同じ状況であった。特にフィンランド

¹ 下斗米伸夫（2004）『アジア冷戦史』中央公論新社。この他、従軍慰安婦問題や徴用工問題など、歴史問題もしばしば国家間の主要な対立要素になる。

はソ連からの外交的な圧力が存在していたが、東西間の緊張緩和のために欧州安全保障協力機構（CSCE）構想を推し進めた。1960年代にフィンランドは東西間の対話のために元々ソ連提案であった東西の対話組織構想に注目し、1975年のヘルシンキ宣言に至った。

アジアにおいても中国は2001年に、1996年に設置された上海ファイブを改組した上海協力機構（SCO：Shanghai Cooperation Organization）設立の音頭を取った。OSCEとSCOはどちらも地域的国際機構であり、国家間の協調を目的としている。しかしながらSCOがアジアの全ての国を加盟国としていないことなどから、OSCEと異なった要素を有している。

本稿では、CSCEにおけるフィンランドの役割に関して分析した後、北東アジアにおける協調的安全保障の可能性やモンゴルの果たしうる役割に関して分析を行う。

2. CSCEプロセスにおけるフィンランドの役割

1975年8月1日にアルバニアを除く全欧州諸国、アメリカ及びカナダの35カ国の代表がヘルシンキに集まり、ヘルシンキ最終議定書（Helsinki Final Act）に署名した。最終議定書署名に至る前には、西側と東側諸国の仲介役としてフィンランドが関与していた。本章では、CSCE交渉におけるフィンランドの役割に関して論じていく。

地理的には、フィンランドは大国であるソ連や現在のロシアが隣国として存在し、政治的にも1919年の独立までフィンランドはロシア皇帝をフィンランド大公とするフィンランド大公国であった。また、西側の国境に隣接するスウェーデンは独立当初はオーランド諸島の帰属を巡り紛争が発生、国際連盟理事会に提訴する事態になるが、国際連盟による裁定後には関係は改善された。しかしながらスウェーデンは中立政策をとっており、フィンランドにとっては安全保障面では関係性がなかった。そのために、フィンランドは単独で隣国のソ連、ロシアに安全保障上の政策面の配慮を必要とした。

実際に、ソ連はフィンランド内戦（Finnish Civil War、1918年）をはじめとして冬戦争（Winter War、1939年～1940年）、継続戦争（Continuation War、1941年～1944年）など数度にわたりフィンランドと交戦または干渉してい

た²。戦後もフィンランドに対しては、「覚書危機」などのような内政干渉をしばしば行っていた³。このような状況を踏まえ、フィンランドの外交方針は西側体制に組み込まれたデンマーク、アイスランドとノルウェー、中立のスウェーデンと並んでソ連寄りの中立方針を採用していた⁴。即ちフィンランドの外交方針はソ連を刺激しない、という点に特徴があった。

特に安全保障問題に関しては、フィンランドは自国を經由してソ連に侵攻する軍事力を自国のみで排除することで、ソ連の内政や安全保障政策への介入を防止すると同時に、ソ連の安全保障に関する「不安感」を払拭する政策を自国の安全保障政策の根幹とした⁵。ソ連もそのようなフィンランドの方針に関しては尊重し、基本的にはフィンランド内政に関しては他の善隣友好条約を締結した東欧諸国とは異なって、先に上げた「覚書危機」以外は不干渉政策をとった。また、フィンランド外交の第一目的は、東西両陣営の対話並びにその仲介であった。

この状況下において東西両陣営のデタントによる緊張緩和は、フィンランド外交のフリーハンドを増やすことになったが、同時にアメリカおよびソ連によって自国の関与しない安全保障の「ディール」が行われる可能性も存在していた。先にあげた冬戦争では、フィンランドは汎スカンジナビア主義に基づくスウェーデンやノルウェーなどの他のスカンジナビア諸国や、国際連盟の理事国である英仏が集団的安全保障体制に基づく介入を行うことを期待していた。しかし実際にはソ連の国際連盟からの追放にとどまり、他のスカンジナビア諸国からは義勇兵の派遣にとどまることとなった。また、冬戦争終結後も英仏は対ナチス・ドイツ戦の同盟国としてのソ連との協力を選択し、そのためにフィンランドはドイツと同盟を締結した上で失地回復のために継続戦争を行うこととなった。換言すると、フィンランドの頭越しに欧州の大国であった英仏とソ

² この点に関しては、百瀬宏（1972）「フィンランドの対ソ関係，1940-1941年：「継続戦争」前史に関する覚書」『スラヴ研究』16、209-249頁参照。

³ この点に関しては、近年の研究では高木道子（2014）「転換期フィンランド外交の論理と実践—コイヴィスト外交再評価」『法政論集』（名古屋大学）253、89-144頁参照。

⁴ これは「ノルディック・バランス」と呼ばれるものである。

⁵ 1948年に締結されたフィンランド・ソ連友好協力相互援助条約は、同じ枢軸国であったハンガリーやルーマニアと締結された同様の条約とは異なり、フィンランドを經由したドイツ並びに同盟国の攻撃に際してソ連は支援するというものであった。すなわち、ソ連が攻撃を受けた場合に自動的にフィンランドに参戦義務を課すものではなく、軍事同盟ではなかった。

連が手を握り、フィンランドは安全保障の名目で自国領土を割譲することとなった。

このような自国の頭越しでの取引を阻止し、かつ東西両陣営の対話を実施するために1967年には、フィンランドはソ連との間で会合を持った。その主要議題はソ連がフィンランドの中立の地位を承認することであった。即ち中立の地位を確認することで、東西間の仲介者としての立場を確保することが目的であった。善隣条約（Agreement of Friendship, Cooperation, and Mutual Assistance (FCMA)）第2条をめぐる両国は対立するものの、最終的にはブレジネフ書記長は1967年4月24日に仲介者としての中立国の立場を承認するに至った⁶。

このようなソ連の承認を受けフィンランドは1969年5月にCSCE構想の呼びかけを、他の欧州に位置する中立国であるオーストリア、スイスとスウェーデンに行った。先にも検討したように、オーストリアは比較的好意的であったものの、スイスは懐疑的見解をフィンランドに対して示した。しかしながら、どちらの国も共通して安全保障に関して関与することには賛同を示しており、東西両陣営の「ディール」による安全保障の「ミュンヘン化」の阻止を図る点においては利害が一致していた。これら中立国の同意を得たのちに、同月にはアメリカ、カナダと東西ドイツを含めた全欧州諸国に対してフィンランド外務省は覚書（Finnish Memorandum）を送付した。この覚書の中には、フィンランド政府は多国間交渉（Multilateral Talks）のホスト国になる用意がある旨記されていた。

このようなフィンランド政府の努力を諒とし、1972年にはヘルシンキ郊外のディポリ市において、フィンランド駐在の各国大使のお茶会という形で準備会合（Dipoli Talks, Multilateral Consultations）が開始された。その後、ジュネーブに舞台を移し、詳細な交渉が行われることとなった。この交渉が最終的には、1975年のヘルシンキ最終議定書に結実することになる⁷。

⁶ Thomas Fischer (2009) *Neutral Power in the CSCE: The N+N States and the Making of the Helsinki Accords 1975*. Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, pp.100-101.

⁷ John J. Maresca (2016) *Helsinki Revisited*, Ibidem-Verlag, Jessica Haunschild U Christian Scho; UK ed. Edition, pp.19-49., Patric G. Vaughan (2008) Zbigniew Brzezinski and the Helsinki Final Act, in Leopoldo Nuti (2008) *The Crisis of Détente in Europe: From Helsinki to Gorbachev 1975-1985*, Routledge, pp.11-25.

3. フィンランドとCSCE再検討会議

CSCEプロセスの一つの特徴は、ヘルシンキ最終議定書に関してその履行状況を確認する、再検討会議（FUM：Follow-up Meeting）がベオグラード、マドリッドとウィーンにおいて開催されたことである。次にこの再検討会議におけるフィンランドの役割に関して検討を行ってこよう。

ヘルシンキ最終議定書署名後、CSCEプロセスでは再検討会議の他にもハンブルク科学フォーラム（CSCE Hamburg Scientific Forum）やストックホルム軍縮会議（CSCE Stockholm Meeting of the Conference on Confidence and Security Building Measures and Disarmament in Europe）などが開催されるが、フィンランドでは1985年に、ヘルシンキ首脳会議10周年を記念したCSCE10周年記念首脳会議（CSCE 10th Anniversary Meeting）が開催されたのみであった。

表1. 主なCSCE各種会合

開催年	会議名
首脳会議など	
1973 - 1975	ジュネーブ準備会議（Geneva Preparation Meeting）
1975	ヘルシンキ首脳会議（Helsinki Summit Meeting）
1985	ヘルシンキ最終議定書10周年記念首脳会議 （Commemorative Meeting on the 10th Anniversary of the Final Act）
再検討会議	
1977 - 1978	ベオグラード再検討会議（Belgrad Follow-up Meeting）
1980 - 1983	マドリッド再検討会議（Madrid Follow-up Meeting）
1986 - 1989	ウィーン再検討会議（Vienna Follow-up Meeting）
1992	ヘルシンキ再検討会議（Helsinki Follow-up Meeting）
専門家会合	
1978	モントルー紛争の平和的解決に関する専門家会議 （Montreux Experts Meeting on the Peaceful Settlements of Disputes）
1979	ヴァレッタ紛争の平和的解決に関する専門家会議 （Valletta Experts Meeting on the Peaceful Settlements of Disputes）
1984	アテネ紛争の平和的解決に関する専門家会議 （Athens Experts Meeting on the Peaceful Settlements of Disputes）
1985	オタワ人権専門家会議（Ottawa Experts Meeting on the Human Rights）
1986	ベルン人的接触専門家会議（Bern Expert Meeting on Human Contacts）
1990	ソフィア環境保護専門家会議 （Sofia Meeting on the Protection of the Environment）

フォーラム	
1981	ハンブルク科学フォーラム (Hamburg Scientific Forum)
1985	ブダペスト文化協力フォーラム (Budapest the Forum on Cultural Co-operation)
1990	ロンドン情報フォーラム (London Information Forum)

(冷戦期に開催されたもの、フィンランド関係は冷戦後のものも掲載)

しかしながらフィンランドは安全保障問題に関し、いくつかの提案を再検討会議に提出している。冷戦期の各種会合においてホストになることはないが、それでもフィンランドはCSCEプロセスに関与する意思を示し続けたのである⁸。表2ではCSCEプロセスの一つの転換点であったウィーン再検討会議（1986年～1989年）におけるフィンランド提案である⁹。様々な提案が出されているが、オーストリアやスイスなどの他の非同盟・中立諸国とともに提案したもののほか、デンマークなど他の北欧諸国と共に提出した提案、また東ドイツやポーランドと共に提出した提案など、共同提案の相手は多岐に渡っている。冷戦期のCSCE交渉では、東側、西側、非同盟・中立諸国はそれぞれの陣営の国家と共同提案を行うことが多い。そのために、このフィンランドの多岐に渡る共同提案国に関しては、フィンランドのソ連からの相対的な外交的フリーハンドの獲得という目的がCSCE交渉においてある程度達成されていると考えることが可能であろう。

⁸ フィンランドの見解としては、Klaus Krokfors(1986)Finland's activity in the CSCE, in Kari Möttölä (1986)*Ten Years After Helsinki: The Making of the European Security Regime*, Routledge, pp.147-166.

⁹ ウィーン再検討会議冒頭の外相級会合において、新思考外交を展開していたシュワルナゼ (Eduard Amvrosievich Shevardnadze) ソ連外相が人権再検討会議のモスクワ招請を表明し、外交団を驚かせた。Stefan Lehne(1991)*The Vienna Meeting of the Conference on Security and Co-operation in Europe, 1986-1989*, Boulder : Westview Press, p.127. このシュワルナゼ演説 (CSCE/WT/VR.3) に関しては、西側諸国のうちアメリカは単なるソ連によるアピール戦略の一環とみなし、冷淡な反応であった。イギリス、カナダ及びフランスも同様の見解を抱いていたが、西ドイツは好意的に見ていた。当初アメリカは傍観の態度をとったが、1987年に入りソ連がユダヤ人の出国を認め、政治犯の釈放や家族の再結合に関して積極的な姿勢を見せてからは、このソ連の姿勢を評価するようになっていった。なお、この演説は後にCSCE/WT.2(1986年12月10日提出)として、正式に提案化された。アメリカの姿勢に関しては、Commission on security and co-operation in Europe, From Vienna to Helsinki: Reports on the inter-sessional meeting of the CSCE process, p.14も参照

表2. ウィーン再検討会議におけるフィンランド提案

Doc.No	日程	提案国		
WT.15	環境保護の将来への発展			
	1987年 2月3日	デンマーク	フィンランド	アイスランド
		ノルウェー	スウェーデン	
WT.16	ECEの枠組における大気汚染への対処方法の将来への発展			
	1987年 2月3日	デンマーク	フィンランド	アイスランド
		ノルウェー	スウェーデン	
WT.17	海洋環境の汚染に関する防止と保護努力の将来への発展			
	1987年 2月3日	デンマーク	フィンランド	アイスランド
		ノルウェー	スウェーデン	
WT.18	オゾン層の保護に関する予防的方策に関して			
	1987年 2月3日	デンマーク	フィンランド	アイスランド
		ノルウェー	スウェーデン	
WT.44				
	1987年 2月13日	オーストリア	キプロス	フィンランド
		リヒテンシュタイン	マルタ	サンマリノ
スウェーデン		スイス	ユーゴスラヴィア	
WT.98	少数民族言語によって著された文学作品の翻訳、出版および普及の促進			
	1987年 2月27日	フィンランド	ハンガリー	デンマーク
		ギリシア	アイスランド	ノルウェー
ポーランド		スウェーデン	トルコ	
WT.110	人権と基本的自由に関する情報の普及並びに人権侵害時の救済に関して			
	1987年 3月10日	オーストリア	フィンランド	スウェーデン
		スイス		
WT.125	紛争の平和的解決			
	1987年 4月10日	オーストリア	キプロス	フィンランド
		リヒテンシュタイン	マルタ	サンマリノ
スウェーデン		スイス	ユーゴスラヴィア	
WT.126	テロリズム			
	1987年 5月22日	オーストリア	キプロス	フィンランド
		リヒテンシュタイン	マルタ	サンマリノ
スウェーデン		スイス	ユーゴスラヴィア	
WT.128	死刑廃止			
	1987年 6月5日	オーストリア	デンマーク	フィンランド
		西ドイツ	アイスランド	ルクセンブルク
		ノルウェー	ポルトガル	スペイン
スウェーデン				

WT.135	ウィーン再検討会議の継続に関して			
	1988年 3月4日	オーストリア	キプロス	フィンランド
		リヒテンシュタイン	マルタ	サンマリノ
		スウェーデン	スイス	ユーゴスラヴィア
WT.137	ウィーン再検討会議の最終文書			
	1988年 5月13日	オーストリア	キプロス	フィンランド
		リヒテンシュタイン	マルタ	サンマリノ
		スウェーデン	スイス	ユーゴスラヴィア
WT/H.4	若者の教育に関する協力			
	1987年 2月23日	ハンガリー	フィンランド	東ドイツ
WT/E.11				
	1987年 6月25日	オーストリア	キプロス	フィンランド
		リヒテンシュタイン	マルタ	サンマリノ
		スウェーデン	スイス	ユーゴスラヴィア

ウィーン文書では、CSCEプロセスのうち人権に関する再検討会議（CHD：CSCE Conference on Human Dimension）が1989年パリ、1990年コペンハーゲン、1991年モスクワ、1992年ヘルシンキにて開催された。このうち、パリCHDでは東西対立が残存していたものの、コペンハーゲンCHD、モスクワCHD、ヘルシンキCHDでは冷戦終結後でもあり、東西間の人権規範に関する対立はもはや存在しなかった¹⁰。

そのためこれまでとは異なり、コペンハーゲンCHDではフィンランドは東側、西側、非同盟・中立諸国の提案に賛同することに対しバランスを考慮する必要はなくなり、人権分野で西側諸国との共同提案に賛同することが多くなっている。

¹⁰ しかしながら、モスクワCHDでは同性愛の権利に関する提案に対してパチカンが反対するなど、新たな対立軸も生じていた。

表3. コペンハーゲン人的側面会議におけるフィンランド提案

Doc.No		日付	提案国		
CHDC.1	CHD メカニズム				
		6月5日	オーストリア	キプロス	フィンランド
			リヒテンシュタイン	マルタ	サンマリノ
			スウェーデン	スイス	ユーゴスラヴィア
Add.1	6月19日	ポルトガル			
CHDC.13	死刑廃止				
		6月8日	オーストリア	デンマーク	フィンランド
			アイスランド	アイルランド	サンマリノ
Add.1	6月15日	スイス			
CHDC.16	自由に関する法の支配				
			アイルランド/EC	オーストリア	ブルガリア
			カナダ	CSFR	フィンランド
			東ドイツ	ハンガリー	リヒテンシュタイン
			モナコ	ノルウェー	ポーランド
			ルーマニア	サンマリノ	トルコ
			ソ連	ユーゴスラヴィア	モナコ
	Add.1	6月26日	マルタ		
Corr.1	6月14日	キプロス	スイス		
CHDC.25	1991年開催の少数民族専門家会議				
		6月14日	スイス	フィンランド	ハンガリー
			リヒテンシュタイン	スウェーデン	ソ連
			イギリス		
Add.1	6月19日	マルタ	ユーゴスラヴィア		
Add.2	6月27日	デンマーク			
CHDC.30	受刑者の移送				
		6月15日	アイルランド/EC	CSFR	フィンランド
			ノルウェー	ポーランド	サンマリノ
	ユーゴスラヴィア				
CHDC.31	子どもの権利				
		6月15日	アイルランド/EC	ブルガリア	カナダ
			CSFR	フィンランド	東ドイツ
			ポーランド	サンマリノ	スウェーデン
			スイス	トルコ	ソ連
	Add.1	6月20日	ユーゴスラヴィア		
	Add.2	6月20日	マルタ		
	Add.3	6月21日	ハンガリー		
Add.4	6月22日	ルーマニア			

CHDC.43	最終文書案			
		6月27日	オーストリア スイス	フィンランド ハンガリー

表4. モスクワ人的側面会議におけるフィンランド提案

Doc.No		日付	提案国		
CHDM.1	国家緊急事態における人権や基本的自由				
		9月11日	ソ連		
	Rev.1	9月25日	エストニア		
	Rev.1/ Add.1	9月27日	フィンランド		
	Rev.1/ Add.2	9月30日	アルバニア		
CHDM.7	CSCE 人的側面メカニズムの拡大				
		9月19日	ノルウェー	アルバニア	オーストリア
			ブルガリア	CSFR	エストニア
			フィンランド	ハンガリー	アイスランド
			ラトヴィア	リヒテンシュタイン	リトアニア
			ポーランド	ルーマニア	サンマリノ
		9月19日	スウェーデン	スイス	ソ連
	Add.1	9月23日	イタリア	ルクセンブルク	
Add.2	9月24日	デンマーク			
CHDM.13	男女平等				
		9月20日	カナダ	CSFR	デンマーク
			フィンランド	ハンガリー	アイスランド
			オランダ	ノルウェー	ポーランド
			スペイン	スウェーデン	スイス
			9月20日	ソ連	
	Add.1	9月25日	トルコ		
Add.2	9月26日	ユーゴスラヴィア			
Add.3	9月30日	アルバニア			
CHDM.14	先住民族の権利				
		9月23日	カナダ	デンマーク	フィンランド
			アイスランド	ノルウェー	スウェーデン
			9月23日	ソ連	
Add.1	9月26日	ギリシア			
CHDM.16	多元的民主主義社会におけるNGO				
		9月24日	デンマーク	フィンランド	フランス
			9月24日	ノルウェー	
Add.1	9月26日	ユーゴスラヴィア			

CHDM.34	死刑廃止				
			ポルトガル	スウェーデン	オーストリア
			ベルギー	キプロス	CSFR
			デンマーク	エストニア	フィンランド
			フランス	ドイツ	ギリシア
			アイスランド	イタリア	ラトヴィア
			ルクセンブルク	オランダ	ノルウェー
			ルーマニア	サンマリノ	スペイン
		9月25日	スイス	ソ連	

表5. ヘルシンキ再検討会議におけるフィンランド提案

Doc.No	日付	提案国			
HM.1	CSCE マイノリティ 高等弁務官				
			オランダ	オーストリア	ベルギー
			デンマーク	エストニア	フィンランド
			ドイツ	ハンガリー	アイスランド
			アイルランド	イタリア	ラトヴィア
			リヒテンシュタイン	ルクセンブルク	マルタ
			ノルウェー	ポーランド	ロシア
		4月15日	スウェーデン		
	Add.1	6月5日	アゼルバイジャン	ジョージア	
	Add.2	6月10日	スイス		
Add.3	6月16日	キルギスタン			
Add.4	6月22日	ウクライナ			
HM.4	NGOの実質的関与				
			オーストリア	CSFR	フィンランド
			ハンガリー	リトアニア	ノルウェー
	6月8日	ロシア	スウェーデン		
HM.7	ヘルシンキ首脳会議の議題				
		7月3日	フィンランド		
HM.8	首脳会議の諸実務的事項				
		7月3日	フィンランド		
HM/WG1/1	CSCEの枠内における平和維持活動のアウトライン				
			オーストリア	カナダ	CSFR
			デンマーク	エストニア	フィンランド
			ハンガリー	アイスランド	ノルウェー
			ポーランド	スロヴェニア	スウェーデン
		4月6日	スイス	ウクライナ	
	Add.1	6月16日	キルギスタン		

HM/WG3/1	先住民の権利				
		4月1日	カナダ	デンマーク	フィンランド
			アイスランド	ノルウェー	ロシア
			スウェーデン		
HM/WG3/3	死刑の廃止				
			スウェーデン	オーストリア	クロアチア
			キプロス	CSFR	デンマーク
			フィンランド	ドイツ	ギリシア
			アイスランド	イタリア	リヒテンシュタイン
			ルクセンブルク	マルタ	オランダ
			ノルウェー	ポルトガル	ルーマニア
			サンマリノ	スロヴェニア	スペイン
		5月21日	スイス		
HM/WG3/4	ODIHRと欧州審議会の協同				
			オーストリア	ブルガリア	フィンランド
			リヒテンシュタイン	モルドヴァ	ルーマニア
			ロシア	スウェーデン	スイス
		5月22日	トルコ		
	Add.1	6月5日	アルバニア		
Add.2		キルギスタン	マルタ		
HM/WG3/8	ナショナル・マイノリティ				
			オーストリア	CSFR	フィンランド
			ハンガリー	ポーランド	スウェーデン
		5月26日	スイス	ウクライナ	
	Add.1	5月27日	ジョージア		
	Add.2	6月1日	ノルウェー		
	Add.3	6月8日	キルギスタン		
HM/WG3/22	「教育：CSCE地域における構造、政策そして戦略」セミナー				
			フィンランド	ギリシア	スウェーデン
		6月12日	スイス		
Add.1	6月23日	デンマーク	キルギスタン		
HM/WG3/25	CSCE 人的側面ハンドブック				
			オーストリア	デンマーク	フィンランド
			イタリア	ノルウェー	ポーランド
			ルーマニア	スウェーデン	スイス
		6月16日	イギリス		
HM/WG3/26	ロマや放浪するコミュニティに属する人々の平等の機会の促進				
		6月17日	CSFR	オランダ	
	Add.1	6月18日	ノルウェー		

	Add.2	6月22日	フィンランド	ポーランド	ルーマニア
	Add.3	6月22日	ブルガリア		
HM/WG4/6	経済フォーラム				
			アルバニア	オーストリア	ブルガリア
			カナダ	クロアチア	キプロス
			エストニア	フィンランド	ジョージア
			アイスランド	キルギスタン	ラトヴィア
			リトアニア	モルドヴァ	ノルウェー
			ポルトガル/EC	ルーマニア	ロシア
			スウェーデン	スイス	トルコ
		6月1日	ウクライナ	アメリカ	
	Add.1	6月11日	マルタ		

表3～表5は、1990年から1992年にかけて開催された人的側面会議に関する提案である。先にも検討した通り、フィンランドは冷戦終結と同時にそれまで慎重に振舞ってきた行動から、CSCEの枠内で西側諸国との共同提案も増加している。しかし同時に旧東側諸国も含めた形の提案となっており、全体としてはやはりバランスをとった外交を行っていることは明白である。

4. 上海協力機構と北東アジア－欧州の経験から何を学ぶか－

上海協力機構（SCO）は1996年に上海ファイブとして設立された機構を前身としたものであり、原加盟国は中国、カザフスタン、キルギス、ロシアおよびタジキスタンである。2001年にはウズベキスタン、2016年にはインドとパキスタンが加盟し、アフガニスタン、ベラルーシ、イランとモンゴルがオブザーバー、アルメニア、アゼルバイジャン、カンボジア、ネパール、スリランカとトルコが対話パートナー、ASEAN、CISとトルクメニスタンがゲスト資格を有する。SCOはテロなどの安全保障問題に関して対話を実施することを目的としており、OSCEの協調的安全保障（Co-operative Security）と類似する点となっている。

しかしながら、OSCEが全欧州、CIS諸国並びにアメリカ、カナダも含んでおり、地理的にカバーする範囲が広い。また、人権規範などでEUとしばしば対立姿勢を示すロシアやCIS諸国も含むなど、政治規範に関して相違する国々も包括されている。それに対しSCOは中国やロシアと政治規範を異にするア

アメリカ、日本、韓国や台湾が加入していないなど、OSCEが提供している「フォーラム」としての性格を有するものではない。

このことは、一つにはアジアと欧州の安全保障環境の相違に起因する。OSCE地域では、地域の安全保障は人権、民主主義、法の支配など国内政治と一体不可分とみなされており、1999年のOSCEイスタンブール宣言では「包括的安全保障（Comprehensive Security）」とされている。もちろん、CIS諸国を中心にOSCEがあまりに民主主義などに偏りすぎではないかとする、いわゆる「ウィーンの内（East of Vienna）」問題を問題視し、しばしば閣僚級理事会などで主張を行っている。しかしながら、OSCEのどの参加国もこの政治規範自体には批判を加えておらず、規範として一定程度の力を有していると考えることが可能である。

一方で北東アジアでは、日本、韓国、モンゴルや台湾のような議会制民主主義を国家の基本原則とする国、北朝鮮や中国のような共産主義国、ロシアのような権威主義国など、国家の性質はさまざまである。また、尖閣諸島問題、南シナ海問題、従軍慰安婦問題、北朝鮮による拉致問題など、国家間の対立による様々な問題が存在しており、欧州とは異なりいまだ冷戦は継続している。

冷戦期の欧州は、東西両陣営に分断されていた。この分断の解消のために、CSCE交渉は始まった。現状の北東アジア地域が同じように異なる政治規範を有する体制によって分断されている以上、同様の行動を行うことが地域の緊張緩和のためにも必要となってくる。しかしながら、現状の中国が主導するSCOに対してアメリカ、日本などが参加することが困難である以上、新たな枠組を検討する必要がある。

これまで検討してきたように、フィンランドは当初安全保障の自国の頭越しでの東西両陣営の取り決めを防ぎ、かつ制約された外交の中でフリーハンドの範囲を最大化することを目的としてCSCE交渉を開始した。フィンランドはソ連寄りではあったが中立国であり、かつノルディック・バランスを形成している一国でもあった。同じように考えると、北東アジア地域において大国に隣接し、バランスを考慮した外交を展開する必要がある国が、モンゴルである¹¹。

¹¹ Masataka Tamai, Noboru Miyawaki, Nanjin Dorjsuren (2015) From Helsinki to Ulaanbaatar, *The Mongolian Journal of Strategic Studies*, no.69.

CSCEのような多国間交渉枠組を構築することは、単に地域の安定に寄与するのみならず、モンゴル自信の外交に関して冷戦期のフィンランドのようにフリーハンドの幅を広げることになるだろう。

おわりに

北東アジアの安全保障環境は、欧州と異なり複雑である。また地域の国々には様々な体制があり、同じ民主主義規範を共有する欧州諸国と異なり、欧州連合のような統合は難しい¹²。しかしながら、CSCEのような安全保障に関する対話から始めることは、地域の将来の統合に向けて有意義なことであろう。1975年8月にヘルシンキのフィンランディア・ホールに集まった首脳、外交官やメディア関係者で、誰も14年後の東欧革命を予想しなかった。

フィンランドとモンゴルは奇しくも大国に隣接する、という点において同様の立場にある。モンゴルは北東アジアのフィンランドになることが可能であろうと考える。

参考文献

- Fischer, Thimas, *Neutral Power in the CSCE: The N+N States and the Making of the Helsinki Accords 1975* (Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 2009)
- Ghebali, Victor-Yves, *La diplomatie de la détente : la CSCE, d'Helsinki à Vienne, 1973-1989* (Bruxelles : E. Bruylant, 1989)
- Ghebali, Victor-Yves, *Le role de l'OSCE en Eurasie, du sommet de Lisbonne au Conseil ministeriel de Maastricht (1996-2003)* (Bruxelles : É. Bruylant, 2014)
- Heraclides, Alexis, *Helsinki II and its aftermath – the Making of the CSCE into an International Organization* (London ; New York : Pinter Publishers, 1993)
- Maresca, John J., *Helsinki Revisited* (Ibidem-Verlag, Jessica Haunschild

¹² このような機構の重複に対して、アメリカの国際政治学者ドイッチュ (Karl Wolfgang Deutsch) は政治規範の面から「安全保障共同体」の成立が成立しているとする

U Christian Scho; UK ed. Edition,2016)

- Dijk,Peter van ,” The Helsinki Final Act of Helsinki-Basis for a pan-European System?”, *Netherlands Yearbook of International Law*, vol 11 (1980), pp. 97-105.
- Dijk,Peter van”The Implementation of the Final Act of the Helsinki : The creation of new structures or the involvement of existing ones?”, *Michigan Journal of International Law*, vol 10, no 1 (1989)
- Gaer,Felice D. ,”The United Nations and the CSCE : Cooperation, Competition, or Confusion?”, in *The CSCE in the 1990s:Constructing European Security and Cooperation* , ed. Michael R.Lucas (Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden,1993)
- Gioia,Andrea ,”The UN and Regional Organizations in the maintenance of Peace and Security”, in *The OSCE in the maintenance of peace and security : conflict prevention, crisis management and peaceful settlement of disputes*, eds. Michael Bothe, Natalino Ronzitti and Allan Rosas (The Hague : Kluwer Law International,1997)
- Krokfors,Klaus (1986) Finland’s activity in the CSCE, in *Ten Years After Helsinki:The Making of the European Security Regime*, ed.Kari Möttölä (Routledge,1986)
- Larive,Maxim,”The European Architecture OSCE, NATO and the EU”, in *The OSCE: Soft Security for a Hard World*, ed. Robert Dominguez (Frankfurt am Main, Bern: Peter Lang Pub. Inc., 2014), pp. 157-178.
- Rittberger,Volker and Michael Zurn,”Towards regulated anarchy in East-West relations:causes and consequences of East-West regimes”, in *International Regimes in East-West Politics* ,ed. Volker Rittberger (London ; New York : Pinter Publishers,1990.
- Sapiro,Miriam”Changing the CSCE into OSCE : Legal Aspects of the Political Transformation”, *American Journal of International Law*, vol 89,no 3 (1995)

- Scheltema, Gajus, "CSCE Peacekeeping Operations", in *The Challenges of Change-The Helsinki Summit of the CSCE and its aftermath*, eds. Arie Bloed & Pieter van Dijk (Dordrecht : M. Nijhoff, 1994)
- Schneider, Patricia and Tim J. Aristide Müller-Wolf, "The Court of Conciliation and Arbitration within the OSCE", CORE Working Paper 16, Hamburg: Hamburg University Institute of Peace, 2007
- Snyder, Sarah B. "Jerry, Don't go": Domestic Opposition to the 1975 Helsinki Final Act", *Journal of American Studies*, vol 44, no 1 (2010), pp. 67-81
- Snyder, Sarah B. "Through the Looking Glass: The Helsinki Final Act and the 1976 Election for President", *Diplomacy & Statecraft*, vol 21 (2010), pp. 87-106.
- Tamai, Masataka, Noboru Miyawaki & Nanjin Dorjsuren (2015) From Helsinki to Ulaanbaatar, *The Mongolian Journal of Strategic Studies*, no. 69.
- Tanja, Gerald J. "Peaceful Settlement of Disputes within the Framework of the CSCE : a Legal Novelty in a Political-Diplomatic Environment", in *The Challenges of Change-The Helsinki Summit of the CSCE and its aftermath*, eds. Arie Bloed & Pieter van Dijk (Dordrecht : M. Nijhoff, 1994)
- Ugglas, Margaretha af, "Conditions for Successful Preventive Diplomacy", in *The Challenge of Preventive Diplomacy - The experience of the CSCE*, ed. Staffan Carlsson (Ministry for Foreign Affairs: Stockholm, 1994)
- Vaughan, Patric G. (2008) Zbigniew Brzezinski and the Helsinki Final Act, in *The Crisis of Détente in Europe: From Helsinki to Gorbachev 1975-1985*, ed. Leopoldo Nuti (Routledge, 2008)

The OSCE, Finland and Mongolia: Can Mongolia play the role of Finland in northeast Asia?

1. Introduction

Both Mongolia and Finland are neighbors of Russia (former the Soviet Union). However, Finland and Mongolia differ greatly in terms of their security situations.

The Europe was formerly divided into three camps: the communist states of the East, the democratic states of the West, and the neutral states. However, this conflict disappeared after the Eastern European revolutions. In Asia, on the other hand, the conflict still exists, as seen in the tensions between South Korea and North Korea, between Japan and China, and between China and Taiwan, as well as in the problems of the South China Sea. In addition, there are historical problems such as those between South Korea, China and Japan regarding “comfort women.”

Under diplomatic pressure from the Soviet Union, the Conference on Security and Co-operation in Europe (CSCE) was one of Finland’s most important attempts to reduce the political tensions between two opposing camps in Europe. The original idea for the CSCE was not Finland’s; the Soviet Union proposed it at a summit held in Geneva in 1954. In the late 1960s, Finland was focused on the idea of fostering East-West dialogue. It played an important role in the dialogue leading up to the 1975 Helsinki Final Act, which was signed by thirty-five participating States including all European States, the USA and Canada except Albania at Finlandia Hall in Helsinki. During the Cold War, the CSCE played an important role in the dialogue among the East, the West and the neutral states.

The CSCE became the Organization for Security and Co-operation in Europe (OSCE) in 1995. China established Shanghai Cooperation Organization (SCO) in 2001 as a successor to the Shanghai Five, which had been founded in 1996. However, not all of the member states of the SCO are Asian states, so the SCO does not provide an easy blueprint for becoming a regional international organization like the OSCE.

In this paper, I analyze Finland’s role in the CSCE/OSCE and explain why Finland

was able to play such an important role. I also explain the Asian perspective on the Conference for Security and Co-operation in Asia and Mongolia's role in it.